

島根県医師会警察協力医部会規約

(名称及び事務所)

第1条 この部会は、島根県医師会警察協力医部会（以下「部会」という。）と称し、事務所を島根県医師会館内に置く。

(構成)

第2条 部会は、島根県医師会会員をもって構成する。

(事業)

第3条 本部会は、次の事項について協議することとする。

- 一 警察関係医事の研究・向上に関する事項
- 二 県民の安全を守るための諸施策等に関する事項
- 三 その他必要な事項

(役員)

第4条 部会に次の役員を置く。

- 一 部会長 1名
- 二 副部会長 2名
- 三 委員 若干名

第5条 役員は、島根県医師会会長が委嘱する。ただし、部会長、副部会長は島根県医師会定款第51条第4項の規定による。

第6条 役員の任期は、島根県医師会役員の任期に準ずる。ただし再任を妨げない。

(顧問)

第7条 部会には顧問を置くことができる。

(会議)

第8条 部会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 会議は部会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(運営)

第9条 総会及び役員会における協議・決定事項は、その都度島根県医師会会長に報告するものとする。

- 2 部会の経費は、原則として島根県医師会会計をもって当てるものとする。

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃をしようとするときは、部会役員会の決議を経て、島根県医師会理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。